

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)	
地域名 (地域内農業集落名)	有年牟礼地区 (有年牟礼集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の8割弱は、3人の担い手農家が耕作しているものの、農業者の高齢化と人材不足が深刻化している。
- ・担い手等耕作者が主体となって行っている水利及び水路、農道、畦畔等の管理をどのようにするかが課題である。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組みが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻及び飼料用米を主要作物としつつ、市の振興作物である大豆の作付等により収益の改善を図る。また、市、県とも連携し野菜類等高収益作物の導入や環境に配慮した減農薬、減化学肥料の取組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 基盤整備が行われた農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内にある住宅地又は隣地との間にある農地や畑地は除外する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を地区の農業委員と農地利用最適化推進委員と調整するとともに、農地バンクを活用して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手農家への将来の経営農地の集約化と、担い手農家が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した用排水設備の再整備化について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地の増加が見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる育苗・乾燥・調製作業は、JA兵庫西の農業用施設への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

①鳥獣被害防止対策の取組方針
鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。

②有機・減農薬・減化学肥料農業の取組方針
収益性の向上を図るためにもヘアーベッチ等緑肥を鋤き込み、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む。

③スマート農業
農作業の効率化・省力化のため、スマート農業技術を活用し、生産性の向上を目指す。

⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針
地域住民・担い手農家・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていくための協議を継続して行っていく。

赤穂市 有年牟礼地区

